取締役会議事録

年　月　日（　曜日）午前・午後　時　分から、当会社の本店において、取締役会を開催した。

注：Web 会議などで出席した取締役・監査役がいる場合は、その出席の方法も書く。例「○○取締役は Web 会議システムにより出席した」

取締役の総数　　名　　出席取締役の数　　名　　議決に加わることができる取締役の数　　名

出席取締役　○○○○（代表取締役）、○○○○、○○○○

出席監査役　○○○○（監査役を置かない場合は削除する）

議長　代表取締役　○○○○

議長は、開会を宣し、上記のとおり定足数を満たしているので本取締役会は有効に成立した旨を告げ、議案の審議に入った。

議案　取締役の個別の報酬額を定める件

議長は、　　年　月　日開催の（定時・臨時）株主総会において、取締役の報酬等の総額を年額　　円以内とし、各取締役への配分を取締役会に一任する旨の決議がなされたことを報告した。続いて、次のとおり各取締役の報酬額（月額）を定めたい旨を述べ、その可否を諮ったところ、議決に加わった取締役の全員一致をもって承認可決した。

代表取締役　○○○○　月額　　円

取締役　○○○○　月額　　円

取締役　○○○○　月額　　円

合計　月額　　円（年額　　円。株主総会で定めた上限の範囲内である。）

適用期間　　年　月から　　年　月まで（毎月同じ日に、同じ額を支払う）

注：毎月同じ額を支払う形にすると、法人税法上の「定期同額給与」として損金に算入できる（法人税法 34 条 1 項 1 号）。途中で額を変える場合は別の議事録（teiki-dogaku-kaitei）を参照。

特別の利害関係を有する取締役　（なし・○○○○）

注：特別の利害関係を有する取締役は、その議案の議決に加われず、定足数にも数えない（会社法 369 条 2 項）。自分の報酬を決める場面が特別の利害関係に当たるかは、決め方で見方が分かれます。当たると考える場合は、取締役ごとに議案を分け、その取締役を除いて決議し、除いた取締役の氏名を記載します（会社法 369 条 2 項、会社法施行規則 101 条 3 項 5 号）。この書式は一括決議用です。個別に分ける場合は議案ごとにこの欄を使ってください。

以上をもって議案の審議を終了したので、議長は午前・午後　時　分、閉会を宣した。

上記の決議を明確にするため、この議事録を作成し、出席した取締役及び監査役が次に署名または記名押印する。

年　月　日

○○株式会社　取締役会

議長・代表取締役　○○○○　　印

出席取締役　　○○○○　　印

出席取締役　　○○○○　　印

出席監査役　　○○○○　　印

注：取締役会議事録には、出席した取締役と監査役が署名または記名押印する（会社法 369 条 3 項）。取締役会の日から 10 年間、本店に備え置く（会社法 371 条 1 項）。

取締役の決定書

当会社は取締役会を置いていないため、会社法348条2項に基づき、取締役の過半数の一致により、次の事項を決定した。

決定日　　年　月　日
取締役の総数　　名　　このうち、決定に賛成した取締役　　名

決定事項　取締役の個別の報酬額

年　月　日開催の（定時・臨時）株主総会で、取締役の報酬等の総額を年額　　円以内とし、各取締役への配分を取締役の過半数の一致で決める旨が決議されている。この範囲内で、各取締役の報酬額（月額）を次のとおり定める。

取締役　○○○○　月額　　円
取締役　○○○○　月額　　円
適用期間　　年　月から　　年　月まで（毎月同じ額）

上記のとおり決定したことを証するため、賛成した取締役が次に記名押印する。

年　月　日
○○株式会社

取締役　○○○○　　印
取締役　○○○○　　印

注：取締役会を置かない会社では、取締役が2人以上いるときは、会社の業務の決定は取締役の過半数で行う（会社法348条2項）。取締役が1人の会社は、その取締役が決定する。決定書の書式に法律上の決まりはないが、税務調査で説明できるよう、日付・金額・適用期間を書面に残す。

※このひな形は一般的な記載例です。定款の定め・会社の機関設計により必要事項が異なります。税務は税理士、法務は弁護士・司法書士にご確認ください。役員報酬の額が不相当に高額な部分は、定期同額給与でも損金に算入されません（法人税法34条2項）。中小企業節税ラボ（setsuzei-labo.com）